

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八九・福祉)

### 公 告

政策課	1
○生活保護法による医療機関の指定(九〇・福祉政策課)	1
○生活保護法による施術者の指定(九一・福祉政策課)	1
○生活保護法による介護機関の指定(九二・福祉政策課)	2
○道路区域の変更(九三・道路課)	2
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(九四・河川砂防課)	2
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出(九五・建築住宅課)	2
○地方卸売市場における卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けの認可(九六・鹿角地域振興局農林部)	3

### 秋田県告示第八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐々木歯科医院	佐々木 宣 男	男鹿市船越字船越二百八十一番地の四	平成二十一年一月三日

### 秋田県告示第九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
佐々木歯科医院	佐々木 宣 義	男鹿市船越字船越二百八十一番地の四	歯科	平成二十一年一月四日

### 秋田県告示第九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
-----	--------	---------------	-----------	-----------

菊地 学	ゆざわ中央整骨院	湯沢市柳町一丁目三十一号	柔道整備	平成二十一年一月五日
藤井 壽美子	Body momu	大仙市大曲福住町六一二十	あん摩マッサージ指庄	平成二十一年二月一日

秋田県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ケアセンター雲雀	合同会社 鳳凰 代表社員	大館市下代野字代野道北百二十六番地八	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年一月二十三日
横手市大森町指定通所介護事業所	横手市長	横手市大森町字菅生田二百四十五―二百十四	介護予防通所介護	平成二十一年二月十八日

秋田県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新	旧	百七号	横手市雄物川町南形字蝦夷塚八五番二から一〇四番三まで	一七・一九〇一八・九三	〇・一〇九
			百七号	〃	一七・一九〇三六・六三	〇・一〇九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年三月六日から同月十九日まで

秋田県告示第九十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり

公表する。

平成二十一年三月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称
  - 一級河川米代川、一級河川小坂川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
  - 次の図のとおり

（次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、鹿

秋田県告示第九十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、中通一丁目地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

角地域振興局建設部、北秋田地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。

<p>平成二十一年三月六日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 理事長の氏名 七尾高雄</p> <p>二 理事長の住所 秋田市中通二丁目三番二十四号</p>		<p>卸売業者氏名</p> <p>譲受人 大館市青果魚類卸売株式会社 代表取締役 三ツ倉和雄</p>		<p>譲渡人 株式会社花輪魚市場 取締役社長 土館守</p>	
		<p>名称 花輪地方卸売市場</p>		<p>所在地 鹿角市花輪字小深田八十七番地</p>	
<p>取扱品目 水産物</p>		<p>認可年月日 平成二十一年二月二十七日</p>			

  

<p>秋田県告示第九十六号</p> <p>秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第 十條第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売 の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けを認可したので、同条例第 三十條の規定に基づき、告示する。</p> <p>平成二十一年三月六日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>	
--	--

  

<p>正 誤</p>	
<p>ページ 段 行 誤 正</p> <p>平成二十年三月三十一日(号外第四号)公布秋田県規則第二十 六号(建築基準法施行細則の一部を改正する規則) (原稿誤り) 十三 上 三十二 一・八八 一・八八</p> <p>平成二十年十二月一日(号外第二号)秋田県訓令第四号(許認 可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令) (原稿誤り) 二 中 三十六 公布の日 平成二十年十二 月一日</p>	

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄